

「京都中信アプリ」からの口座開設に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「京都中信アプリ」（以下、「アプリ」といいます。）から口座開設した普通預金（総合口座）（以下、「本口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「預金共通規定」「普通預金規定」「総合口座取引規定」（以下、「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

2. 取引の開始

本口座は、当金庫が口座開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

3. 通帳レス口座

- (1) 本口座は、通帳を発行いたしません。
- (2) 本口座の残高や取引明細等は、本アプリの残高・取引明細照会サービスを利用して、お客さま自身で確認することができます。

4. 通帳レス口座から有通帳口座への切替え

- (1) 本口座を通帳レスから有通帳に切替える場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の依頼書に記名して、本口座のキャッシュカードおよび顔写真付き本人確認書類とともに提出してください。
- (2) 通帳レスから有通帳に切替える場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 有通帳に切替えた場合、通帳レス期間の入出金明細は記帳されません。

5. 預金の預入・払戻

- (1) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、本口座のキャッシュカードを利用することにより、預金の預入・払戻を行うことができます。
- (2) 原則として、当金庫窓口で預入・払戻を行うことはできません。

6. 印章の届け出

本口座の印章の届け出を希望される場合は、印章（印鑑）・顔写真付き本人確認書類・「京都中信アプリ」を登録しているスマートフォンをご持参のうえ、当金庫窓口へ届け出てください。印章のお届けが完了するまでは、印章を用いたお取引はできません。

7. 口座の解約

本口座を解約する場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の払戻請求書に記名して、本口座のキャッシュカードおよび顔写真付き本人確認書類とともに提出してください。なお、印章を届け出している場合は、払戻請求書に届け出の印章も押印してください。

8. 規定等の変更

- (1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024年3月18日現在)